



# 世界の消費税

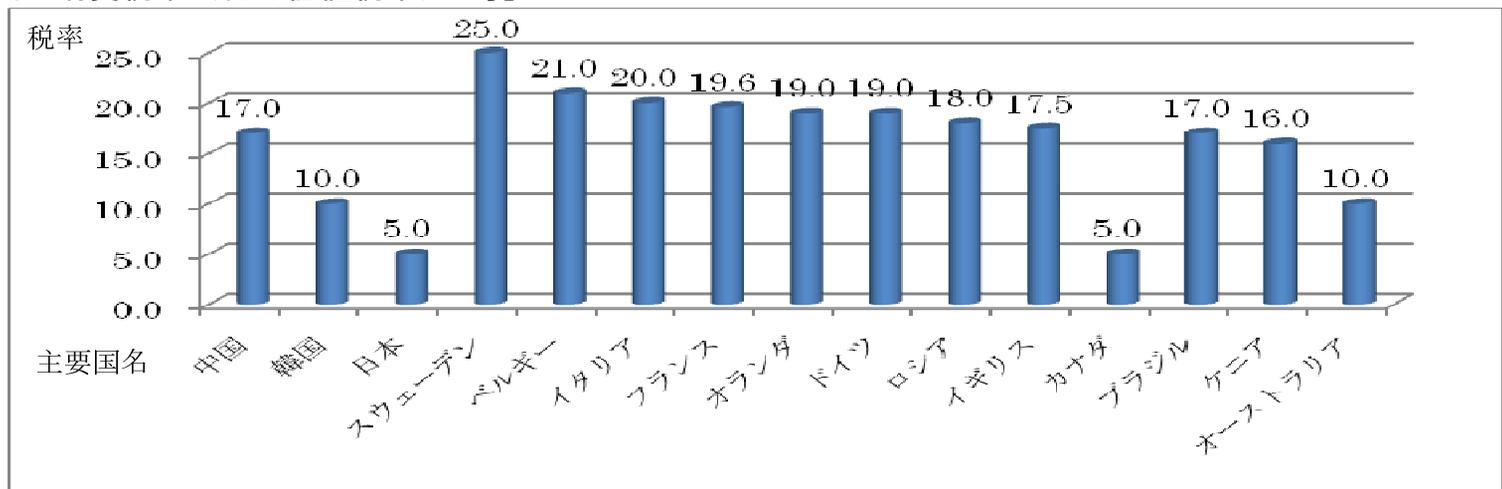
7月に行われた参議院選挙において、消費税に対する各党の賛否で支持する党を決められた方も多いと思います。日本の今後の消費税の動きが気になりますが、世界各国の現行の消費税制度がどのようなものであるか御紹介していきます。

## 1. 世界各国の税率

消費税は、世界145カ国で実施されています。(米国には消費税は有りません)

消費税は一般的には、付加価値税(英語で「Value Added Tax 略称VAT」と呼ばれています。

### ●主要国の消費税(付加価値税率)一覧



## 2. 軽減税率について

ヨーロッパの税率は全体的に高く設定されています。消費税の負担割合は、実収入の増加に従ってやや低下する傾向があるため、低所得者ほど負担が大きくなると考えられています。低所得者を援助するため、ヨーロッパでは多くの国が食料品や生活雑貨に軽減税率を適用しています。5%といえども軽減税率の適用がない日本は、こうしてみると負担が意外と大きいのがわかると思います。日本でも、消費税増税に伴い食料品に対し、軽減税率の導入が検討されています。

### ●主要国の税率構造等

区分	日本	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
施行	1989年	1968年	1968年	1973年	1969年
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育 郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等
標準税率	5.0% (地方消費税含む)	19.6%	19.0%	17.5%	25.0%
ゼロ税率	なし	なし	なし	食料品、水道水、新聞雑誌、書籍、国内旅客輸送、居住用建物の建築、障害者用機器等	医療品(医療機関による処方)等
軽減税率	なし	食料品、書籍、旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 →5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 →2.1%	食料品、水道水、旅客輸送、新聞、雑誌、書籍、宿泊施設の利用等 →7.0%	家庭用燃料及び電力等 →5.0%	食料品、宿泊施設の利用等 →12.0% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 →6.0%

### 3. 諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例

#### ① 贅沢品か否かの違い

【フランス】「キャビア」と「フォアグラ・トリュフ」



キャビア→19.6%  
フォアグラ・トリュフ→5.5%  
国内産業を保護するためにフォアグラ・トリュフには、軽減税率を適用し、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されています。

【フランス】「マーガリン」と「バター」



マーガリン→19.6%  
バター→5.5%  
マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれています。

#### ② 外食と食料品の違い

【イギリス】「温かいテイクアウト商品」と「惣菜」



温かいテイクアウト商品→17.5%  
惣菜→0%  
外食サービス（標準税率）と食料品（軽減税率）との区分の指標として、「気温より高く温められたかどうか」を採用しています。

【ドイツ】ハンバーガー（店内飲食用とお持ち帰り用）



店内飲食用→19%  
お持ち帰り用→7%  
同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用とお持ち帰り用とで異なる税率を適用しています。

【カナダ】ドーナツ



5個以下→5%  
6個以上→0%  
カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場ですぐ食べるかどうか」を指標として適用しています。販売数が少ない場合（5個以下）には、その場で食べるものとして標準税率を適用します。

## 経営者養成セミナー終了報告

第3期の経営者養成セミナーが、7月をもって終了いたしましたのでご報告させていただきます。8名の方に御参加いただき、ありがとうございました。

講座は経営者にとって必要な知識・技術を取得するために以下の内容で行われました。

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 第1回 はじめに～ 簿記の知識 | 第2回 簿記の基礎と決算書 |
| 第3回 決算書の見方      | 第4回 変動損益計算書①  |
| 第5回 変動損益計算書②    | 第6回 税務の基礎     |
| 第7回 経営戦略の立て方    | 第8回 経営計画の作成   |
| 第9回 経営者としての心構え  |               |

第3期では、特に変動損益計算書に焦点を当てていきました。また講義を聴くだけでなく、問題を解いたり、事例に対し、参加者の方々に自分の意見を発言していただいたりと、全員参加型のセミナーとなりました。



中村会計では、今年度も若い経営者の方や後継経営者のために簿記の基礎・決算書の見方、経営者としての心構えを学べるもの、経営者のために自社の存続・発展のヒントを得る機会となるものなど各種セミナーを計画しております。

詳細は決まり次第監査担当者から連絡させていただきます。